

○特定建設作業一覧(○印は要届出) 騒音規制法：振動規制法

特定建設作業の種類		騒音	振動
騒一 振一	くい打ち機を使用する作業	○ ・もんけんは届出不要 ・アースオーガ併用は届出不要	○ もんけん及び圧入式は届出不要
	くい抜き機を使用する作業	○	○ 油圧式は届出不要
	くい打ちくい抜き機を使用する作業	○ 圧入式は届出不要	○ 圧入式は届出不要
騒二	びょう打機を使用する作業	○	
騒三	さく岩機を使用する作業	○ 一日における作業の2地点間の最大距離が50m以上の移動作業の場合は届出不要	
騒四	空気圧縮機を使用する作業	○ ・電動機以外の原動機で定格出力が15kW以上 ・さく岩機の動力として使用する作業は届出不要	
騒五	コンクリートプラント ^注 を設けて行う作業	○ ・混練容量0.45m ³ 以上 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業は届出不要	
	アスファルトプラント ^注 を設けて行う作業	○ ・混練重量200kg以上	
騒六	バックホウを使用する作業	○ ・原動機の定格出力が80kW以上 ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものは届出不要	
騒七	トラクターショベルを使用する作業	○ ・原動機の定格出力が70kW以上 ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものは届出不要	
騒八	ブルドーザーを使用する作業	○ ・原動機の定格出力が40kW以上 ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものは届出不要	
振二	建築物その他の工作物の破壊作業		○ 鋼球を使用する
振三	舗装版破砕機を使用する作業		○ 一日における作業の2地点間の最大距離が50m以上の移動作業の場合は届出不要
振四	ブレーカーを使用する作業		○ ・手持ち式は届出不要 ・一日における作業の2地点間の最大距離が50m以上の移動作業の場合は届出不要
基準値		85 dB	75 dB

注 ここでのいうプラントは工事現場、又はその付近に当該工事に關連して一時的に設置されるもののこと。不特定多数の工事のために設置されるプラントは工場として別の届出が必要

区分 ①騒音規制法に基づく区域区分が第1種・第2種・第3種 騒音規制法に基づく区域区分が第4種のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80m以内の地域 ②指定地域で①以外		
作業禁止日 日曜・休日 最大作業日数 連続6日間	作業禁止時刻 ①午後 7:00～午前7:00 ②午後 10:00～午前6:00	最大作業時間 ①10時間/日 ②14時間/日

○事業場内特定作業：岐阜県公害防止条例

1. 板金又は製かん作業（厚さ0.5ミリメートル以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る）
2. 鉄骨又は橋りょう組み立て作業（建築の現場の作業以外の作業であって事業場内のびょう打ちに限る）
3. チェンソーを使用する作業（事業場内の作業に限る）